

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN TAJIMA

俄羅斯紀聞
續編

ル 8
2994
37

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
A 1	2	3	4	5	6	M	8	9
						10	11	12
						13	14	15
						16	B 17	18
						19		

國三

排山林新聞

欽定四庫全書

文政九年丙戌四月和尙甲以丹大左ルレル對
語集記

門兒 97
3038
37

九三特
2994
37

軍を紹へ或は既國我の國も一概と云ひ先
より先其の二男ヨーナハにてえ者ヨリ親の名を因
當近の子ヨリ名ハドーレント云々遂ヨコアキ十六世ヨリ起
て主トモトモサニ佐ナシナヨロクイシヌオトメ後ヨリ今持キ
ニスルレル也初年ノ時ヨレシカ島地オ庭ニアリの
所トモトモサニアリ也才アリノトモトモサニアリ
学林ノ事モナシ敵ト通ヒおき候モ物語アリノ
列支那事務通兵と角シテ事功のめア失敗
未密ナシテ切落ヘ意ト重西國ニシテトモトモサニ
日多ニシテ切落ヘ意ト重西國ニシテトモトモサニ
未密ナシテ切落ヘ意ト重西國ニシテトモトモサニ

事と云ヘ丁吹化元年東の方ニシテ我獨逸
都ナシテ西の方伊斯把泥亞を破ス至王ニ標
ナシテ押於都ニ送テ御上摺ヨロウサクノ書ヨハ羅瑪
利加の波尔比尼ニ封被其事學業墨連ニ欲既已
平けて據テトモ帝号准許セテ謂厄利亞の
事と云乃と恐れながら伊斯把泥亞ノ如名
間り未だ有ナシハ蘭國王國王ヨハ蘭ノ一號
テ其爾モウルム某ヲ國セホナシヨリ始メ王國ヨリ起
テ十七州を侯ミ封セテ故國後政治リテ五國ナリキモの
諸侯の内ノ皆ハ蘭の曾長ノ稱キル也甲以丹氏ナラ
其ノ里ノ名を承ヒ清厄利亞トシトモアリ

姉智耳アシツウセシムシ、リヤ及ナーナルのミーミーホルテ
のモラタヘ羅瑪の太もも肩又やあ、此ノ事
たゞさへそな身て羅瑪子在室アシマス御子人隣障
候實アシマツドナルテ、此時中衆人の主事は此とよ
古事記を名て間アシマツトアリ、御アシマツ太の歴史解説傳
原行アシマツモ並當房舊傳アシマツトアシテ、此トヨヒト里雲
アレヨリラト云橋アシマツボナルテ車アシマツト平て承る後
ら、今に敵名鉄アシマツトツバ放て向のめ、車アシマツ
面アシマツ掩アシマツ之へ陰アシマツト送迎アシマツト、私事アシマツモホト

ペテ一騎馬アシマツ破アシマツ之後大陣アシマツ於櫓上アシマツ旗画堂
大吉アシマツ不アシマツ軍アシマツ屬アシマツ主アシマツ大軍アシマツこれう爲
モカアシマツ唐我アシマツ、勝利アシマツト成アシマツトボナルテ
の北東アシマツ、少アシマツ日後千百十三年アシマツ俄アシマツ敵アシマツ
大侵アシマツ、四都アシマツニナ斗アシマツ廿九アシマツ凡十五六
万人アシマツ、俄羅斯人アシマツ、主計アシマツ設アシマツ出アシマツ我アシマツ主
將アシマツ敵アシマツ燒アシマツ却アシマツ、此役アシマツ、其アシマツ時アシマツ
主計アシマツ、雪降アシマツ、夜アシマツ、待アシマツ月昇アシマツ、至秉

のあくた事ひ度身者
義許人於先御軍と五箇月も俄に
移す。ト事と存て二年と轉内木ナルテ
地主多々物事あれ。比勢五万よ陽主と云。實
儀兵助ノミ對我主ハ精角の事。主。終始之に付
主。難く云せ。云。藝。人。所。底。は。様。様。
主。へ。主。す。主。か。主。う。主。見。主。精。尼。利。業。の。諸
國。主。合。セ。達。一。キ。主。之。星。ニ。テ。主。ハ。星。ニ。テ
ワ。ト。レ。ロ。ト。の。大。我。力。リ。寒。母。子。ハ。百。十。五。年。父。仪。十
六。月。十。三。七。つ。日。引。き。风。送。主。政。改。革。予。延。ア。ニ。言。入
テ。用。テ。此。是。考。ラ。頭。主。シ。ム。ニ。セ。モ
右。四。月。朝。日。夜。甲。以。丹。ス。左。レ。ル。リ。詣。セ。リ。主
大。康。主。モ。シ。ド。リ。

萬時、わざまの主國ヨリ、山上士地略傳す
アヨンホフ天ス左レビル語キテハ一株ナーテルランドナ
八州の内東十州ノ一大半入尔焉近世ニ局
シテキム、抑、此家多モ本業トニテ、年々
大抵平治の事アヨナ州ヲ除シ、御用ヨリ大ヒトナカツ

トローリ勝利後、ナメ州一役の主國をもとめ一郎
三日見

四月二日

元周迄

四月二日夏質向

一拂所多の一族誓事ト、信政の如き
一伊斯杞泥連の國主父子を、中和ノ由良
其父、玄太里連へ逃去、之子國主左近ヒト
ヒテ權井、拂所多、送て承りぬき、去復大
乱治平の後、はく伊岐泥連へ帰てヨモ成ル
ヨモ成ル

一ホタルテの親、日の方のト、伊多ミヌニサク

一拂所多代、世及官
世襲官

ア、抑ひやうたを對よまく、アパートルに押上め
人じう放下車ゆづラハスアーテル所、そし辟トの途
よりがちも基

一木十人にて、軍事は甚だア先づルニ刀馬をも打て山
に、久住の者も打れリ。第ヨリ也ア泥日多々はあらんと
す。時早く、言ふ心利き人軍艦七艘にて之ヲ候
ルトナ。ルテ八百の兵士を乗せ、火油弾七八百
発ち松葉了。阮日多々は、法主室主參主軍主安
徳請尼翁、所の軍隊工兵もしくは兵士等打

安此以去之者

一トナ。ハルテ、併處於ト。侵モセハ、シテ、引
エヌシテ、ニシテ、先レ併處於シ。侵モホレシ
の地ヒミシルナガム。

一ホトハヒテリミスユウラの軍事筋合はモキニモシク
な見ても後退勢ノ追まざひホレシの也よ五毛に
ホーリンサキエンの軍事筋合ハホタルテ山三國
セ武ムヨロクニ

アリスもまたアーヴィングへ、
「お隣の商店、ホーリー・トーナメント
コンペティションに参戻する」と書いた。

年を對へてか其國主に名を改め國人より
呼べとれども事は度々起るゝ事無く
物也

一 おたるテ伊勢地近正大内臣、此處に櫛子
國へ送り出せり。已ク又ヨリセフたゞて主を
一 おたるテリ師智(シラヤコ)ハレスの名ヒヨウツヘニ
エラム

一一松聲(マツノリ)教矣。拂(ハタケ)の主ハ名シヨードニイ
キサトニシモ云止ヨロシ。アタシイキ知リ。ナニ世古時

十四才毛(モモ)猶(タメ)才十石(イナ)也。住ナシ。行(ハシ)ハナム。おたるテ
自立(スル)テ名キヤオナセミ。自立(スル)トナシ。山風(ヤマガタ)ナ
後(アフタ)ヒの抱(ハグ)テ。主(シメ)。身(ヒメ)。時(ヒメ)。風(ヒメ)。一旦(ヒメ)
有(アリ)。主(シメ)。名(ヒメ)。事(ヒメ)。外(ヒメ)。内(ヒメ)。死(ヒメ)。生(ヒメ)
多(アリ)。故(ヒメ)。名(ヒメ)。主(シメ)。外(ヒメ)。内(ヒメ)。死(ヒメ)。生(ヒメ)
ホナシテ。ヒテ。後(アフタ)今(アキラ)後(アフタ)。モラコトアタシイキ
十八世(アキラ)主(シメ)。名(ヒメ)。外(ヒメ)。内(ヒメ)

ナハ世(アキラ)主(シメ)。名(ヒメ)。外(ヒメ)。内(ヒメ)

一 諸(ハナシ)凡(ハナシ)利(ハナシ)無(ハナシ)のあ(ハナシ)事(ハナシ)中(ハナシ)女(ハナシ)子(ハナシ)一(ハナシ)人(ハナシ)三(ハナシ)男(ハナシ)子(ハナシ)而(ハナシ)
か(ハナシ)よ(ハナシ)わ(ハナシ)業(ハナシ)の主(ハナシ)シ(ハナシ)レ(ハナシ)ム第(ハナシ)五(ハナシ)世(ハナシ)の(ハナシ)子(ハナシ)ブ(ハナシ)リス
オ(ハナシ)ラ(ハナシ)ニイワ(ハナシ)ト(ハナシ)の(ハナシ)威(ハナシ)自(ハナシ)を(ハナシ)打(ハナシ)キ(ハナシ)人(ハナシ)逃(ハナシ)ま(ハナシ)て(ハナシ)諸(ハナシ)凡(ハナシ)
利(ハナシ)無(ハナシ)左(ハナシ)手(ハナシ)カ(ハナシ)タ(ハナシ)ス。彼(ハナシ)女(ハナシ)よ(ハナシ)配(ハナシ)

ニシテアリシナキ大丸率ワトルローの一残ナ利
利ナ收モ東ナリセシモその多くは東ナ
ナシホシニ候セナリヤ信尾村をナ伸
ラミ乃ハ無ナシテおて王位ニシキウイルム第
一世ノ始せしヘ当三百年後也。アリムヤ一世ニ云
トハ初エ王國ト列サレ。ウイルム第一於信尾利
世子ルハチホニ降る事アリ。アリ。於信尾利
世子ハアミナ女ナ侍ナシく。成ル。アリ。テ辛
老子ナシ。信尾ノ嗣く者ヲジヨルヤ。アリ。信尾
ト名ナシ。アリ。ヤ

和爾の時ミウイレムヤ五世今ヨリノ父ト稱シ無
精凡利ナヨナリ。上ト精凡利並あ。取好
。アリ。白書を精凡利並あ。取好
。の間を。後。アリ。ミ。書を。ら。あ。

一人の姓をも

一蘇ニ齊の國主ギ。バルテ教ス。ノ。者
を貰て。已。ナ。食。を。も。是。を。カ。レ。ル。ヤ。シ。ハ。ヨ。リ
考。ナ。故。は。此。人。ワ。ト。ロ。リ。の。裁。ナ。ア。ト。ボ。ナ。バル。テ。ト
テ。ヨ。板。テ。考。ナ。ク。ノ。シ。ナ。ト。ヒ。ボ。ナ。バル。テ。ト

晉書卷之三十一

一
ホナハルテ最後の大戦ハエシビルアロイス
和モアブリ
スウエイキ是ハ伯三郎の國也三国和焉を助ケズ我ヒ
スウエシヤト控ケキシテ、主義也アリ、
ノハ車役て子の對陣引クテ、又子ハ百十九年八月
廿二日アロイヌ、少戦十五日の初夜トヨリ手押す也、
但六十心ルテ伏アロイヌ打負ムテ、十七日主方勝
兵を譲リキ
負フテ、十八日ハ主領大戦アリ、未あ久空ヒ
伏セテ、主事也主也、主事也主也、
伏セテ、主事也主也、主事也主也、

和蘭の二國より來我等
此外歐羅巴諸國の人一向之有也
トモ御子を詠か居也
入爾馬尼亞伊斯坦ビル
一トナタルテ、ハマラムニヤ
トモ御子を詠か居也
本邦木十ニル

テ度まゝにやえ事の度馬教とよへまゝる。口
人ふの人に追まゝり改め事の體よりはむかひ引出
きをせし。ハ勿忘事のあくあくうて走らし
事百二十里オ。ビノス、フランスへ也極ま共離半
生まつて事た多キタ。ボナルテ進山於五日内
に歸て陣とせば其の壁已くすゑん候はれ

事を乞ふ。せんの意、敵軍に首をさむる者、淮
寧へ逃げて、ヨ並石ニシゲルの船泊の處を斬り殺す。
又逃走を待候する所へシケルニ降らん。
是ニシゲルの軍船ノレドニシホルト、船を打たリ、
一枚ヲ手すへ、毛刀を抜き、船をオ、エンゲルヲ降
らばヨンジョ将、まことに厚徳をもさん。是よりよ
大にあくまでシゲル人ホナルテヲ捕へ、本国へハ
送らかれてシントヘルレイナ島へ、島のすぐ近傍
せり

一右大私治軍ヘ侵敵既已、諸國大内郎
ト合謀、宣モハ革しシテ、大内一派セキシム
あ、諸國集まつて、財貨行省さんを止め、
それへひはまゆりて、外の起事、ハ主事
舗をす。

一衣冠のあ、安、右改革の主、諸國セ、改革
ヨリ、内蒙モハ、肩先ヤ、微、事、付く做、改
替のあ、のめ、そ、伝、内蒙、ソ、傳、テ、内、蒙、モ、ハ、改、替、
ハ時、内蒙、事、今、モ、改、甲、以、且、ノ、改、制、内、蒙、モ、ハ、改、替、
内蒙、事、内、蒙、モ、ハ、改、替、内、蒙、モ、ハ、改、替、内、蒙、モ、ハ、改、替、

左の胸の凹へ銀の星を
付かしを被る

四月四日夜而質問

一鉄版子用やる墨す。幸多よの仕方あリテ來
用ひ候まき景上ます。以葡萄皮剥り。此方葡萄
皮幹ち残て性を失ふ。アニシヒキ能く失
文セ磨き事。幸多極也キ。ニレジテイン
油水^{ハナナキ能く混和也}。痕見テ不ざる
一四國の三輪帆船の筋の有^{石板瓦等}。脂を喰
巴へ逃^ハキ出板を爲す。一見
一鉄剣の方ニ法^{アリ}エフ^{アシ}。腐^ス生^カラヘール^{鎧錠}
す。

三板よを釣スペツキ・スティン
トナリハ勿論硝子板
ト用ひ但尋きの事ハスベツキ石ヲ運めモ
船ニ出来シトか

折方 紙紙ヲ瀝 紙エドウサセ重箱無事の呈
仕方モ細ニ向キ此セシム 硝石板ニヨ矢張リ 輪軒
モテ折るニ稍一引テ、壊モ事アリ。ナシ一
先ヨミ忽ち壊モ居レタ事アリミ
カの内少ぬ次レタ事アリミ

一燈物の上モカルクリルテな用メモ燈物の方ハ
日左ヨリ支那ヘ舟モ支那ヨリ西洋ヲ得

ヨ傳ヒ五ノシタリ 指キヨモ一通の信函、何國ヨリ
ヨリ論キ此我終モトノ利手ドリム其處ハ釜南立壁
モタルトヨリソレソレノハ唐船拾物くニシテ故ニ燈物
ニ事ハヤヒキニキアリヤ以丹のソラク唐ヤニ等
お住候ナシト也

今ハ西洋の燈物キの如キモ殿ニテ是モ觀
セシモ未く目撃驚キムアリ

一拂此處の一燈を手ケル五諸侯の名ニラ
バテスヨリ外國人の名をまう
一ボナルテヨ擄せられテ伊斯杞尼王の名ヘヂ
ナドニムアリセ又ヨリ名ハ莫ニビ

一
枚
の
絵
を
か
り
兒
十
世
を
あ
か

口トテ左ノキ十六世 千七百七十五年に即位
千七百九十三年二月一揆の為モ
育ヒ明リ

トニセツノ
ローテ空キヤセ世
王位ヨ即ムハ猶才ヨトテ死モ年
十四才
拘すヨ候ヨテ、不背ヒカラシムア
十七世ノローテ空イキニシテ、不承ム
るを御多シテ、一旦五諸侯の為
モ信ヨキられ聞、モトボナハルニテ、
ヤ捨カラレテ、猶才ヨヒセリヨハ、命モ

甫成年十
二年六月辛未

カーレル第十七世
今の大王ナリ

おとせんかにんじんを事何ぞ也

一讀尼利垂の太玉シ シヨルセ 萌田世エ 獨逸翁國
トモ美音ヨニホリテ此人とも称ハアーリンスニワルヒ
黒ハ和蘭の今ヨ此ヨナホリ叶ハカナセヨれ
を蘇て讀尼利垂は在室信尼利垂のあエ
女よハ男より多也トゾハ多喜の事よヒ

筆者をせんじにすよ初夢の際はせ
まむ御家玉成翁をも幸ちむ今玉ド
イフモ書す事アリ

一波専社反専主船をボトムテウ為に伯西児へ逃
く人ハ國ニ帰キ風返キ

前記

一ボナルテ歐羅巴三分の一をルヨウ

按ナ讀尼利亞
何瓦好歐羅

己都見格等ヲ除キ併大抵押
伏セリ多モ時亨と称セリと云
一ドナルテク専兒塔ノ子ハ既日多ナシ
致ヘ至ル族を於トの者ヤサシ同母子のニ

引

一紳介參不限りヨの孫たる覺帝と他サニ
告モ

一王國アロイアン入専馬たま萬年弱ノ年後
の間和華清尾利主トツ多々知ゆある
一和蘭のウイルレム五世の妻アロイセニモヤアリ
一和華の今ヨの世ヨの夫アロイセトヨ本キ
一指尼村近ニ宿泊生スハ幸甚也ナリ

指ニアロイサンデルニ帝の
ナムアリト語られ

一 話尼刹正の町うちわ業の事 カタハ
チニセーへ取れ候合の如キハ此をソテ
御事等々今後多き者と業子
するはヨリモトスルトキも互に婚姻
あり。松子の孫女也。又傳うて
ゆく事也。

保玉エンゲル。和葉。ハ政平。アヤマツの事
ハ。文化。卯年。兵七隊。ヘ蘭人。ハ諸多。ミタ
五季。リ。ヒル。ヒル。見。ヘ。正月。蘭。エン
ル。ヒ。和時。何。ヒ。ヒ。ル。ニ。の。亂。ヒ。正。子。ム
ミ。ゲル。ノ。斗。リ。ノ。人。ヘ。有。ル。嫁。母。の。事。ハ
内

丙戌紀聞

歐羅巴法國邊に猶大より起トト かあ最後沿平どうリ
形勢いふ小ど卒る小波渦我宣政の初拂郎察國ロツテウエーキ
第十二世の代より接拂郎察國の始祖拂郎哥斯モリ六十六代の孫と
一由歴史より拂郎哥斯モリ之の時威名隆盛なり
其富貴之の源すうそー 政令ルーラー國民苛虐ム極ムして盜
械辟起ゼーに至勢諸有司も剝毛リと能ハス一七百九十三年正
月 指よ我寛政四年正月ヨミ械等の為よ械せらる拂郎察ハ此の械達
んて死セーと云はば死ニ付シ又羨ム人の諸侯り一人の名とバラスニシム人
みて北朝ニ至すを控ヘの名は記一傳すひ五侯力と號セー械臺と付キと平け名一

候にて是と淮よりあられども、兵士共に相互通じて度りんと
又軍事起り、遂に陣をこ致ひて、内紛なるべく松本をうち先ト那ハ
盧的那撥列勇ミシテ者有リ、其父ハ被裁判所の下吏モリ、那撥
列勇ハ幼き時哥ル高加島の海中より、拂拂學す学校ニ学び生モリ
てを乞う事無キ、初て仕へて職をなすと、即ちト那撥盧的
ト起一先川哥爾西加島と奪ひて、馬兒太島、海中又在リ
ト而シテ、遂ニ院入多國ノ源、改姓人ニす、源入後ハ、亞弗利カ河
諸厄利亞人モ、シキトアリて、軍艦と備へて、俟テ守備奉
シテ、ト那ハ盧的風雨の烈、主備の稍し懈る附と竅八
忽ち船艤シテ、院入多に源、は、モ、敵トの淮ヨリ軍
艦、諸厄利亞人、は、雄モ、勢レ、大々敗モ、ゼリ、ト那ハ盧的既
ニ、院入多、人、被、災、船人、二、残て、これ、勝、院入多、と、奪、シ、モ、進、シ、モ
意、シ、ト、船人、モ、ト、而、シ、モ、す、接、シ、高、西、高、里、亞、逆、信、アル、コ、ラ、ヤ、シ、ム、船
あ、シ、意、シ、ト、船人、橋、シ、軍、た、ち、し、銃、モ、と、伏、セ、シ、大、軍、の、橋、と、渡
ら、シ、シ、シ、船、モ、と、雨、の、シ、シ、運、送、セ、シ、ト、那ハ盧的、一、騎、馬、シ、報、テ
銃、九、演、シ、か、シ、シ、シ、橋、上、と、逃、け、シ、シ、シ、大、軍、と、渡、シ、シ、シ、
す、に、大、軍、力、と、渡、シ、シ、シ、奮、戰、シ、シ、シ、勝、利、と、浮、通、シ、シ、シ、意、シ、ト、里、亞、モ

而ノ始より拂郎察ヨリ至ニ諸侯と號てアリ

一 楽よ拂郎察セ諸侯の貴族とアドレミテナハルテ
皆是と脅シニシテアドリニセリトシ自之

宋ノ一千八百に年と足え一 楽文化元年ニアルニ前立のカ

志慶ヨリ拂郎察の東小メ入ル馬泥亞和蘭字漏生波羅泥華

第那瑪爾カ蘇亦齊俄羅斯等の大國も西南ニイス把泥亞波

ル社尾尔モ北ニ海と漏ニ諸厄利亞アモ是メ於ト那八盧

的もとは方に生リて戰車上に時テモ歎と被シズ者ナ

東の方志慶ノ國テ入ル馬泥亞トモマサニ波羅泥亞・和蘭ニ號テ

皆是モ勝川和系の主父モ諸厄利亞ア過れ入ル馬泥亞の帝

波羅泥亞ミテ生奔せモ是モ先伊波泥亞父モ重モ

卒かて机部ノ父モ戰敗れモ意太里亞モ奔モモ名ハヘリデ

ナシド自らモ一滴モト那八盧的モ虚ムホリテ擊てこきを敗

モヘルデナンドト據ミ拂郎察ヨリ勝ひもて獄ヨ繫ダリ遂

進ムニ波ホルトガレ

テ仰西足ニ遁る 楽よ仰西足ハ那八盧的利加沙ニ傳る 第那瑪爾カ

ペハ一ガよ於テ難て敗られテモ蘇亦齊國ミト那人八盧的鋒

と避んシモニ好トの時と汚シテ己の嗣とす是とカーレヤンニ云

汝ヨヤンはヨアンの署ホナハルテト那人八盧的ヨモ用ヒトシニ云

まよシ後燈ナリト那人八盧的ヨモ用ヒトシニ云

意表よりてふ有以東まゝ争てする所うち既々歐羅巴三事の
一と併看り自ら帝と稱す己う兄郁泄弗那擅列勇とシ
伊斯把泥亞に付シトモトモ魯涅涅物乞那擅列勇と
和蘭西ト時賛ヨツツヘミユラと西齊里亞及那波里一也
ヨリシテシムと云テ羅馬のきよニ立川又舟あり此人軍旅
と車ニセズ世界遍れて羅馬ニ在モ按ヨ羅馬はイタリアの都會
テ移シ而後ト那ハ盧的遠ニキサビテキモキモ城ニ服
従せると征伐せんとて自ノ捨ヌト軍人ノ軍多と仰り入爾瑪
ニア波羅泥亞のニニと過て俄羅斯ニシ侵入ト莫勒哥
鳥と圍りテ按ヨ莫勒哥鳥は俄羅斯の鳥類也テモノノ風流書ノ内莫勒哥鳥の如トと焼付ニ攻メテシ
あるト俄羅斯人奇計と設リ又ニヨ血めくすシテ慶喜せん
ニヨリモ傍布立の狼穀と燒シ又遠く被う糧道と絶ち
固く守マベ彼ヨリ附月とるトシテ大雪済シ候み漁寒
の如キ莫レ舟待テリヨリモ計兼のとく大軍
凜々シテ死する者多シトモキト那ハ盧的も
浙々軍と還すと云テ俄羅斯人一等ニシモと續シテシキ
と被シ又還すとく大雪シテ死するもの勝シ計シ
死シテ死ふと云テ俄羅斯人ハ是と謂ふか也

皆燒死^{ホナハル}ト那人八盧的^{ホナハル}をもく殺^{スル}て波羅泥亞^{ボロニア}もる
比^ホウ^スの^ウ敵^シ赤^シ齊王^{カーレルヤン}を^トは^ホト那人八盧^{ホナハル}待^チちよけ^ムと^シきと
討^ハつ^スの^スう^ス波羅泥亞^{ボロニア}及^シサキゼンの軍勢裏切^セ——^スト那人^{ホナハル}
八盧的^{ホナハル}主^ス双^スの^ス浪勇^{ラウ}と^シ難^シも^シ前後^{アヘ}た右^スも^シ亦殺^{スル}
て拂^フ郎^ラ察^スよ^リ序^スか^シま^スあ^リば^スと^シト^リ——^ス格^{マサニ}と^シ候^スよ^リ
年^スの^スタ^リ初^ス先^ス和^ハ蘭^ラの主^スウイ^ルレム弟^ス五^ス世^スは^シ字^ス漏^ス生^ス之^スの女^スと^シ娶^ス
て^シ世^スア^リシス^スハ^シオ^ラニイ^スと^シ生^ステ^シ妻^ス今^スの^ス和^ハ蘭^ラ王^スナ^リフ^リシス^スシ^ス
獨^ハシ^スふ^シ和^ハ蘭^ラの主^スト那人八盧的^{ホナハル}を^シ殺^{スル}世^スア^リ候^ス云^ハシ^スは^シ世^スの^ス封^シ稱^スナ^リ
利^ア亞^ス仕^ス——^ス守^スミ國^ス王^ス女^ス一^ス人^スあ^リ男^スみ^ナり^ス——^ス行^ス
ひ世^スと^シま^ス——^ス嗣^ス——^スモ^シ女^スと^シ配^スせん^スと^シ約^ス按^ス今^ス百^ス八^ス十^ス年^ス希^ス和^ハ
利^ア亞^スの^スカ^アレ^ル第^二世^スの^ス女^スと^シ娶^スウイ^ルレム第三^ス世^ス生^スう^シ弟^ス三^ス世^ス之^ス母^スシ^シ和^ハ蘭^ラ
王^スの^スヤ^アコ^スア^リ二^ス世^スの^ス女^スと^シ娶^スウイ^ルレム第三^ス世^ス外^ス
孫^スの^ス娘^ス也^ス獨^ハシ^ス利^ア亞^スの^ス王^スナ^リ——^スウイ^ルレム第三^ス世^ス外^ス
和^ハ蘭^ラと^シ娶^ス也^ス——^ス獨^ハシ^ス利^ア亞^ス王^スナ^リ——^ス獨^ハシ^ス利^ア亞^ス王^スナ^リ
蘭^ラ也^ス名^スロツ^ステ^シウエーキナボ^スの^ス也^スと^シ流^スう^シ然^スい^スす^シ臣民服^スせ^リて
遂^ス通^スきて拂^フ郎^ラ察^スよ^リ序^スも^シ自^スう^シ和^ハ蘭^ラよ^リ精^スも^シと^シ募^ス
モ^ト那八盧的^{ホナハル}が^シ新^スエ^ロ羅^ス剣^スを^シ被^スら^レれて勢^ス威^スて^シ拵^スけたるに
至^ス——^ス一^ス百^ス十^ス年^ス十二^ス年^ス獨^ハシ^ス利^ア亞^スと^シ合^ス從^ス——^スモ^シ漏^ス生^スア^リ
シスウエーキ^ス仰^ス翁^シ蘇^ス赤^シ齊王^{カーレルヤン}等^ス法^ス王^スと^シ謀^ス拂^フ郎^ラ察^スよ^リ侵^ス入^スト^リ
那人八盧的^{ホナハル}自^ス大^ス軍^スと^シ卒^スワートルロ^ス名^スとあるも^シセ^リハ^シミ^ス

才数年の年乳ひよむて既て平治せりは入尔馬泥亞の事
波羅泥亞迄方々及洋勦把泥亞國名ハニデナント拂郎案
即キヤセリ人より及洋勦把泥亞國名ハニデナント拂郎案
之ヨリ而テ安堵す而テ拂郎案の人前とこの事有迎テ

十一年の辛卯より既て既て辛卯せし月入年馬泥亞の弟
ミ波羅泥亞北方及伊勢把流亞國主名ハシデナント拂郎案
モ野并セト人あり及伊勢把流亞國主の獄中か某れノムラウ等
モヨリテ在故す而フ拂郎案の人前との事叶迎フ
以本のトニテニモ之とす是城口ツテウエーキ第十八世トす迄
テ法毛の王乞盟ノテ後ゆと續ひ法令と定め自今而後
事ハマハ地一服ヨリムアリノハ法毛奉つゝモニと称帝國也ん
セト内監ノムニ先和蘭の世子の軍威と大勳功と賞
入ホ馬泥亞及拂郎案の天地を割り殊よ常矣ノムニテ引

梅より和爾承トナセ川也解
馬泥亞メ房ト一後赤伊鄭把泥亞又房ちりは附伊鄭把泥亞の守令主人と鹿
使セトトクハ法教是と云怨い師と云
正多底キト出トテ是と接け
クハ正多大ヨ治ケリ遂ヨ升天正六年和爾
七子の首モ共ヨオランニ正多と推
テ立エラスムス兄弟一世と云
テ歎キトうるハ後伊鄭把泥亞の人和爾
脇と稱すと云々東十子の地ハ大ま伊鄭把泥亞又房ト一ゆす拂郎奉ヒ和爾トヨ
属セトヨシマシテ十子全ノ和爾の有と成リトナリ復セトヨリ

古今和詞の世よコニシヅノ事の佐耶
とウイルレム第一世と
稱すウイルレム第一世ハすてよ我天正中一致す
今後王爵をとうり第一世されば舊稱え
娘也うり夫婦もすとうち今後
尊ひて佛羅勃帝の女と娶り夫人とす
サニヅの女うりエミリヤ
滿生は入尔馬泥亞の落屏よ
ホラント・イングランド・アーリヤ
和詞諸厄利重み詔ひて勅功
ありスル事高皇カーレン・ヤンは朝ニ後れ
モミキ余也

ニエーテンブルグの政治及サキセンのケウホルストが王爵を陞す御内
主は秋祭せむの事より序よりハ清尼利亚の如ふとて王より接
奉セリ 郡くもろくして又卒す是よ於ノ入ホ馬泥亞のアリニス
シワルレスと近ノ嗣王とあす(名は入ホ馬泥亞)是ヨジヨルゼ第四世
トあ今ノ王なり我文政七年拂廊寧のロツテキ十八世と卒す
弟嗣キス是とカーレル第十七世と云ふ郡今ノ王なりは改革ニシカ
ニ衣冠の制度も法を多く改モリナリ和蘭を肩よ令縫
の服まと附く佛羅勃の割のめー志うれもし是被れよ後
ヘーリ^セトはり^ハま定よ隨て新よ割をせーても
モ彌細なる服飾のめは時よ歸んで改製するこううだ高
今之衣服ハ甲必丹^{カビタ}ノ衣服也裏うす化粧色と用ひ肩と
は先とよ被^レ城と入れた絹の毛ふ服の里と附るあり
右是歲入貢の和蘭甲必丹^{カビタ}スチュヒ^ヒ予向よ着^シ
とくま^シ元^{サンフ}一級きゆううり甲必丹萬年又十一歳
とつふに氣も^レ施^シ成^ル大隊も^レ擴^シ被^シ
御案の役^シ屢^シ功^シモ^レとめてコロ子ル^{コロ}官爵とも
授^シれ出^シセ^リ甲必丹城^{カビタ}ハ最^シ上賓^シうど
莫卒接^シの際^シ情^シく餘裕^シて間^シ送^シ

とま多一郎義時ハ和蘭の信尼利便と號ひく文獻
俄羅朝と號と號ひ。且後郊と和好。郡今モ軍勢
大よ強て首府の形勢よりあらざる。且荷蘭する
アリサマ

丙戌に月

累保記

別勤空律安設戰記

青地盈譯

第一勿能の會

中八十一年文化十一年五月二十日因豐後毛の軍隊よりハルテ
と把理期又付て是より捷ち彼と魏て「元」鳴
西属島を置き故ち「ローデウ
ー」オ十八世主と再びの國をよ定め該國以て拂島察_ハ和腫
一謀の軍を率むをよゆる。吾民盡其の恩とうせりみて戊午
秋同監の諸王侯勿能_{ウニテ}又會集して和平の盟約と詳定す
ヘ一三〇九年五月二十五日于魯西亞帝宮漏定王已より勿能<sub>ア
ロイセン</sub>

入事、主元一季は假り旅舎を溢れ野陣と満て是より會す又「ハイ
エレシの女ニ「ウラルテンベー」オ鴻尔加ホの主侯より會へ十月
一日ニヨ後軍の執事、集うて評議モ、ヨリクルを以て會議ハ
歐洲巴中、かゝるよりあれハ數月と限るよりは評定
シテハ、トバ思ふる事は遣よボタルテ被配所と通れどもと暮り
て把理期と就く風仰御りて會議ハ中途よ衰廢、一同監の
法事再軍と引く被敵と討へ、とて陳境と誓ひては會議ハ
後日よ近られり

第二相ナハニ「アルハ」居と出拂郎察に向ひ

同監の法事候、会議して天下萬民の治安と講ふより
ボナルテ「アルバ」修えて新よ暴虐の人心を起、窓切アビ」と至
て把理期よ謀入の沙汰と社く人ノ寔よ主暴虐と發る事せ
きる、かくて又天ト和平の日ハ年よ雲々掩りれ再危懼
の世の中とありぬ極少八百十五年文化三
年二月、二十六日の夜時
ヨガナ・バルテ舟と船、主堂奥の拂郎察波羅泥亞克ホロニアカルシ
革ヨウタキ卒を許と率て「ホルトアヨ」舟と車、拂郎察
のあきカニ子ス」よ名岸、聖之朝をしてデレメドレ、よもよ拂郎
察の反旗「ラベトイエ」を射落と率いて彼よ傷ス尾西ヨリラ

シヨウ歌くよま黨れじよ。力あらずもよ及ひ「子イ」ホの更に後波
ニ後波二月二十日ノヌハビヨ把理勤ム。其の途中一人ヒテ
て唱ハセリ。其は再び入て、こ色の旌旗と連て、朝より富士を
得て、更ニ二十九年の事無事と極シ。ミタキセロードウエーキ。ヨハ
把理勤又在て、自らさうんとひと碎き。ボナ。ハルニテ、羅魚の掌事
のふたの羅と國人よ。後中一。て、九年と集め被と防んと欲すれ
ども、易弱。一。却て、モ被下のキレヒモと争て、過れ志。ハ論
シ。ナ。九月の夜把理勤の主城と、主で「ケシト」よ通れ。シテ、勿擧
ハ。月三月十三日。よび。机と、朱筆アリ。ハ、同僚の主度也。ボナ
ハルテ。ウハ、兵と舞。ハ、人民と、詔宣する。能状と舉て、國人よ解レ
天下済もと、省也。為。法軍一同連。ヨ拂。改案よ。地向て、先城を
退治す。とと命。ハ

第二回 クラシカル合戦

ボナルテ^ラ再佛^モ觀察^スにほよ海^ミアえられハ那波里^{ミユウト}
は被^シ崎^{シマ}晴^{アハハ}アヒ^シ食^シ利^ムの念^スと起^ス意^シを里^シ亞^シの法^シ地^トと孫^ト
チ^トと^テ私^トのまハ多^シと擁^スト^ニ多^シよ羅^シ馮^シ心^ス屬^カ都^ノ勅^シ加^シ能^シ
屬^シの地^トより乱^ス入^ルト^ニ其^ノ人^ヲ拘^シ獲^スト^ニ止^ム手^シらざる有^リ國^シ法^シと號^スれ
向^シの兼^シ毒^シと^シセ^ラシ^ベ一^トニ^テハ^セ育^ヒ用^シ三^日こ^ト一^{ボロ}

「さのきよもんあははの討ひ」として獨逸都のバロシビアンシイ」と
總て是より我らシユラト「うちもよ敵」——雅——が河のを退
ミーなる那波王の是は「ベラヨ」と邊てオクシショベロ「橋」よりもば
アビアンシイ」はかちのまとめてシユラト「城」は是と破り邊よ威
と奮て先づよ城ひ才二月二日朝より東よもて彼と近拂ひ
「よ二日朝シユラト」又寄集しと遂よ大よ是と擊て彼と近拂ひ
ニまと浮ふ一頃炮數多と集ひシユラト被を一して那波王
ヨリ返一うち

身に獨逸都勢那波王入

「レンチ」の難^難の会々獨逸都の軍勝利とめて大おビアンシイを
てカヤニア」よわうりれい那波王の大、ほデユカテガロ」来て和と請ひ
もビアンシイ」るせんシユラトと和と諒す義ふ——さて彼と互
うれじ又彼總督ユレタ那波王のまと收り降ま——那波王
城を獨逸都方へ「デナントオハニ」よ屬す事に約を定む小
那波王府より丸彭^アてカラーフナーペリジ「支那ト日本」
是を制^{シム}る小道。事後ソシテ終小獨逸都のまとめて^{シム}
御平定^{シム}とひ日総^アビアンシイは齋画^ア里亞王子レラボ^アド」と伴ひ
ミニモとて那波王小入シユラト「うち本に小拂^{シム}察^{シム}」

主婦人々諸尼利亞の船にてテリエストより送りきる所後シユラト
秋小克^{コル}西革^{シカ}を擇んと一車ありて之れて捕つ事ヘシナント
主食以て是と新るのみ

東ヌベツレアワリアンセウエルリング頓の勇哉

ボナハルテは把理朝小入て軍候をもて主率^{ミサツ}に接^{モニ}出^ス一守
ら^シニアニエウレメ^{ヘルト}をひそヒ拂^フ帝^キ蒙國^{モク}南^ミの^ミ人
民^{ミン}と^{シテ}ボナハルテ^{ヘルト}を防^ブんと欲^シれしも彼^ノ勢^カを以^テ
避^ヒて舟^ボをセフト^シ退^スすかくてボナハルテも自^リもと^シイ
の那^ナ小集^{シテ}監^シ候^スる所^{アリ}八千^{ハシタリ}二万^{ニシタリ}洋^{ヨシ}才^シは^シ小
遣^シアリ^シれと^シ物^{モノ}調^シ練^スの^シ候^ス三^ミ万^{ハシタリ}六月^シ主^シ自^リも
軍^シ備^シ候^ス和^ハ蘭^{ラン}毛^モ皮^ヒ小^シの^ミ毛^モ在^シ家^シ漏^シ生^シ諸^シ尼^ニ利^リ亞^ヤの^ミ軍^シ
敵^シん^シ十^シ日^シ毛^モ地^ジが^シ一^シ又^シ日^シサムブレ河^シとカルロイ^{不^シ漏^シ}
シ^シれ^シ家^シ漏^シ生^シ方^カを^シせ^シて^シフリエセ^シ及^シウエルリング頓^シを^シ軍^シ
代^シす^シを^シちう^シ小^シ十^シ日^シ拂^フ帝^キ察^シの^シ歩^シ十^シ步^シ持^シニ^シ兵^シと^シ満^シて^シ僅^シ
も^シ家^シ漏^シ生^シ方^カを^シせ^シて^シキ^{アハ}一^シ家^シ漏^シ生^シの^シ力^カと^シ奮^シて^シ僅^シ
血^シ戰^シ——拂^フ帝^キ察^シ方^カ小^シ利^シア^シブリラン^シウエ^リー^キの^シヘルト^シを^シ
戰^シ死^シ——大^シ將^ブル^シセ^ルと馬^シ死^シ——己^シ小^シ危^シと^シ辛^シす^シ
故^シひまづ^シかく^シて^シ十七^シ日^シ我^シ止^シす^シ十八^シ日^シ十一^シ時^シうち^シアリ

アセリテ戦ひまくかえりテ後厄利亞のよみて血戦して
夕宵七時からモテキヌ揚戻を支ミテ小ブリュセル再字漏
生のまゝ卒てヨミカ小敵の肩後うちすあてば我遂に大
勝利とある

第六拂戻察みのりに

ヒ戰味方々血よ深し敵廢を多くなる小ボナルテ於アシミを
リテ隊伍を乱すモテ逃る者漏生の多奮激して是と追
撃が因て遂に彼より卒礼をうその途小焼炮裝薬車乗
車法兵與ともに之のそくさるモソリ奔ちらりテナリフリ
ニモ此ハ日本ノ月の限うると幸ひシ敵と村墨シ駆け出シ
一と令一と三洋をうてベナツペハヘトホボナムテのま車
と車のねじと記ボナパルテハ帽と脱ハ剣と矢ハ狼狽ハテ
遁れモニステローヌ卒車カ一テ彼が從ひ毛ノ歎仰ノ所の拂
却素勢ハ僅モニ可シテアリテホボナパルテ
セテヒ戰味方かほする極地ニ而門附あり日ボナパルテ
の本ほう「アラヤアツリアンセ」と名く砲の主なるモアリホルストブ
リユセリとウエルリングトニヒ取の大戦の後あ今一互小勝利
と來テ「ブリュセル」云るハビ戰スベルアリアンセ」戰と名けて

後までの記述は「ノルマン

オーホルスト、ウレーデの兵」サー・ブリュニシ、サー・ブリュ

ゲン」と改め

同軍の後軍「ノルマン」河より拂南寮から「フリュセル」及「エリンドトニ」は拂南寮の小塙小軍を攻め「ホルストウレーデ」、「カニム月夜に日サール」のと翻て彼常漏生の軍と合へ「勧」する「サールブリュンテン」の傍より敵よき「遂」をきり「北」をうち「東方よりサール」在演舊ひ小役あらんと「敵」を「サールブリュゲン」よて「拂キ」、「臂」を「ベッケルス」によきて本部と橋と城攻れ敵と追て「小府」を「押入」又「ベイエレ」のま「ハリユ子ヒツ」を改め「ノルマントン」を「カニム月夜に日ホルストウレーデ」を陣と「ナセイ」の「同」を「アーヴルテ」及「ヘーセル」河演の敵と改「ストラッジ」と打破んと「敵將ラップ」が把れ期か近。既と絶ち彼及敵將「コウル」と打破んと「アーヴル」を攻圍し「コウル」と「ホウリシブヒルクヘルド」を「ストラ」「アーヴル」の「アーヴル」を破り彼と「ユニシゲン」城を逃げ「アーヴル」を「ノルマン」は玄を「アーヴル」と「ビニアナ」は

モントセニス」と、猶、先づ方より攻入らんとす

廿八魯西亞の軍カロニス府と襲ふ

廿七月二日魯西亞の軍ミエセルニツエ〔はまと智〕にてカロニス
府又へんこセ——小府人謀てはと敵と——防んと企るれよ
エセルニツエ〔怒てまよ命〕——彼ホキミの敵対うす懲——小
女入捕殺——主軍捕獲てとて主軍放て乱入セ——にまの
危険恐怖の間もあく——みとするほどのむり——府中

ム三スダテラ止カウニン〔と云者〕にて主軍奇襲かアハリ
獨のユサツケニ魯西亞主軍主軍小軍ユサツケとあり飢と瘡アハリ

入て是城内ふその家人並解及大渴を、アハリ、ユサツケ
ニ主軍婦の眼淚あり、且其のむり極とえで已小掠奪か至
一、のあらんと憐りと起——フレデリキデラ〔貨幣ニ一枚と
ガキを賄フテカレヒトと思ひ又一枚を出——あつてニ貴賤
是と奴メヨアレキサンデル〔魯西亞のまゝ貨幣帳〕とすそぞく
主く府中の老民ビリクトル〔とアホ志願よ創とある〕血ア深く
途か傷れタハ独のユサツケニ是をもく忍テ馬不跑アリ已
禱祥と列殺て主張を端縛——やり乍ラ組ひを人を主張

主て死へたり又総主エセルニツエフレハを出で候郊かの一河
店の主ニカイセ」といふとの総主のゐると何ひこゝ家の破壊され
る所歎きりれどエセルニツエフ「是等に我過ミタケ小船と舟人全員の
敵対とうやくに周らとあへて自ナニジユカトニ資シテと彼カホア
是はエセルニツエフ「海小舟シマクボともへとてもうたり

第九回 監の藩軍把理剤が入る

ボナバルテは「ベアリニアニセ」の放逐ハリナ月廿日把理剤が済
却ハシり向ハシ性と退ハシきをも河翻ハシとハシて其に因把理剤を出ハシめ
ソリさてフリエセル及ウエルリントンは勝ハシまし。並ハシ小競ハシをめ
敵地の築城と攻撃ハシ一月一日已か把理剤が入んとす々
かボナバルテの豫意ハシホウトハシあるうちと勅ハシて三画イスセイ北の
味方の軍小窓ハシれても味方のま是成打破ハシれれば父ホ
ウトハシカホハシて洋キハシかくハシ味方の軍ハシと卒て皆
七月六日臺十付把理剤ハシ入用十八日ローデューキハシも返ハシまう
首ハシ常漏生至ハシ獨途ハシ獨途入宋ハシ魯西亞帝ハシ大官成把理
剤の内小移ハシぬれば把理剤再味方小属ハシれぞ藩軍ハシ主ハシの
方ハシとけゆりパレメントハシ政廠ハシの眞ハシするを藩軍ハシ主ハシの

さうだよ

第十一章 ボナルテ 洋ニリ亞人ヨーロッパ人ヨーロッパが殺す

ボナルテボナルテは把理剣をもて、セイ七月三日ボタルテセイから、

亞里利加はんと、セイ八日大船フレカドセイを装ひ是かう、

帆風待つて、セイ信尼利亞の巡海の艦隻セイを殺す。

殊小月をもれど、ボナルテボナルテも夜よよびき通れ、セイやうく

ナキ所セイから、セイ舟セイべルトラントセイサハレイセイラレミントセイ等四十人

計と、セイ信尼利亞人の勇武投す、セイ信尼利亞人被セイホを觀セイ大に目

トルバーイトルバーイから、セイ途セイ被セイホの身の罪セイアソムセイ逃セイ難セイ群集セイ、セイ致セイて、セイ監セイの主セイ疾セイ譯セイ、セイボナルテボナルテと

ハシントハシント、セイ船セイ流竄セイ、セイ小船セイ船セイ将セイコウクビユルニセイの支配して

ルトフエンルトフエン、セイラントセイ、セイ物セイ主セイせ送セイぬびセイと、セイ小船セイよおそセイと、セイのハ

ベルランドベルランド及セイモントロニモントロニ、セイモントロニモントロニ及セイガラスラカサガラスラカサ、セイ主セイ將セイエ

ガントガント及セイ奴セイ九人婢九人婢三人、セイ鳴牛セイ馬セイ人セイを賣セイ虚セイ、セイ馬セイ人セイが馬セイ罵セイられ、セイ巨財セイのボナルテボナルテ、セイ欲セイレナ海セイとりて、セイ結果セイ地セイと、セイハ渡セイ石セイをセイりく

第十二章 獄逃郷ヨーロッパのキフェニンゲンヨーロッパ城と後

フェニンゲン城、セイ敵將ホーバンセイ子セイと、セイ、セイ、セイ、セイ寄セイ、セイアールツアールツ、セイヘットフヘットフ、セイヨハニヨハニ、セイ八月廿二日大炮大砲と打撃攻打撃攻るに城中城中、セイうち

娘地を改て防キリル事方減拂ひてより至後已よモ
城つ及廊道以娘拂山大門の東より廿日かきり城のかうる
娘を攻め集ひてさうしたに日盡あく大砲を改て放て娘を攻め
力弱いの旗を揚て陣と毛ジボルバチシレ「奴卒十九石」と
多頭拂テ娘と毎てあらげアーツヘルトフ「陣と立て城よ
人の民うち名その公室かぬ」
小遣りて卒室にて

ナニシントヘレナ酒

「アトランチセ」一ヨ波尓れのあきこみ三らる廟確済
て地下の大坑ありと云ふ傳の長は「エニルヌ」王本福ニエール里ル高家
モリゲニアナミハるニム六百九十八人及ぶ全多の平坑僅少
十二モリゲニモリゲンル三十坪モリケニよりす應と云僅よもと爰惡脆疎アキシモ也
彼れと生長して田圃とする所七八十モリケニ而しカレテモ根ニモ
モリゲニ许ハもの礁石カスりを田圃を犯潤アラカシれ大氣惡駁アキシモ也
較核とやもよりと跡カスりを人唯牧畜果蔬と云て自耕
主す近年肉最美あり又野獸食含多々あり樹木小之
シテ温泉數多あり財產多く良辰清津ありと云て一府「ヤメ
スストウニ又ヤユブスヌタート」と名ヤユブ谷と云ふをノ

その如きの海中の密度平地とそれとも僅二條の街がて
その家屋込合街のあはい房屋より巖窟かにて雨附ひの
崖壁碎れて倒と破るる數「ヤコブスボント」と名く海湾
あり「ホルトヤメス」の巣と要害とす海船の碇泊のそれとなり
肩く七十艘の村落と統てに數二千件とすは港はかく百零
二年文龜二年五月波尔ね毛尔のヨハニーハ始て是と云ふ一月の
ヘナ神の祭日から以て港の名とす後より百年代よ後尼
利亚人是謂也

第十三和蘭の王と勇戦

廿二月十八日ベニアリアンセの君が和蘭の王はシワルト・ブラン
ス一名ヒースアロニジと云ふと云ふと勇武奮闘て敵より従軍と
居りるなり作る和蘭王の威儀と聲せし初の王の自
ら進て法々敵と打拂ひ一々忽敵中を走れ危険うち
るる坂崎うちれハ衝入力戰して是を擊敗するの苦難の
因小流丸玉の左肩があり味方を背先へとて之を
是が殊易らず却て味方の勇氣激發して遂に敵と打
拂ひ一々小拂即ち方とし和蘭人の勇氣の逞と感極せ
しと見てかゆて王との勇氣もあらずされま効せざり

あくまづ國民主よりあり加護とゆる人をもて嘆称
ソヤシノアトリ

ナトニベアリアンセ府

ヘアリアンセ府は是と謂ふ者也。アラカルモヒ賓歐邏巴中
と再治平小役ヤ。大難アリ。而しては府の名終小男行
カ行ス。又一文忠虛紹小幸と云ハ天日承せよ。又云
矣。又英雄フリエセル及ウエルリニクトニの二人お物で先城を
擰て再至民和平れ勵業と云。又云。山府と同ト。く
易打の名と傳へ人云。て天日承よ。又云。と賛。云。し
む。そば記。もあら。云々。て看。者。は。と。之。後。の。寢。と。す。

贊銀行ノ墨

芳海散人

拂所察國王ボ・ウルガ 氏世系

第一代 ヘニデリツキ 等靈王
元一千五百十九年 告王五十七年 国
若慶長三年 テペイル
ラシツカヌイ族セム

第二代 ローデ・ウエイキ第十三王

「ヘニデレツキナ四世王の子一千六百十
年若慶長十五年位」
即く

第三代 ローデ・ウエイキ第十四王

「ローデ・ウエイキナ十三世王の子一千六百十一
年若慶長改元ハ年立歲よりて

第四代 ローデ・ウエイキ第十五王

「ローデ・ウエイキナ十四世王の子一千七百
十五年若慶長改元年即く

第五代 ローデ・ウエイキ第十六王

「ローデ・ウエイキナ十五世王の子一千七百
千七百七十四年若慶長四年

紀元一千七百四十九年 吉慶改 フランス・ローランデウエイキ第十六世

元年

王立之者後度年ニテ由て國用三々而賄用窮ニテ
於國之民 夷族士庶 法佐ナリ 今集ニテ國家以安アリと
議を後ニ民若をして黨を結而貴族の黨ハ王家を助け
士庶の黨ヲ歎抗モ一揆ニテ降起一國内門拂モ國
人遂ニ王政を廢ナキオナレヨニシナ 国人お集て長官を遣て來
ナレシニ ナトニ

ナトニ

一千七百九十三年 音寔改 ロベルレトホシノ満角トホ

アモミ及チ主ノモ弑キ繙紳ケルニ殉する者千人

一千七百九十四年 音寔改 国人口八百人六年 ナルニキサモ

一千七百九十六年 音寔改 ハ年 ベルギヤナリセ和議を以テ拂

案の開キモナキアリ「ナキアリオナリ」國事ナシ

一千七百九十年 音寔改 ナギナニナリト上意を重垂矣ト法佐

の所欲を以テ之を以て國事舟師を率テ「ルタ島をねり此

入多キハ討ヘイリドラントと以テシントナ・アク」の屬下に

一千七百九十九年 音寔改 ナモラン既多トリ仰テ「ナツト」ニド
ベウンドシナシナリ

ナシニル」の官より

一千八百零年 十二年 吉文化 「オレオニアステニイ」の兵をコニゴクニゴ 軍
て大み之を破り上下意太里亞ヨタリヤ まゐる
一千八百零年 十二年 吉文化 「オレオニアステニイ」と「アミシス」アミシス にて和
を結ぶ

一千八百零年 三年 吉文化 再び英吉利亞ヨーロッパ と戰ふ

一千八百零年 元年 吉文化 「ナゼラ」拂印系帝の位に上る

一千八百零年 二年 吉文化 「ホアン」意太里亞の王を擄も「オーステ
ニアキ」嘗て西亞相合ヨウガ て拂印系帝の御部ヨウブ 其所屬ヨウヌ の王を
里亞備化ヨウジヤク たるつ「ナホアン」ウースティニイヤの兵敗「アレステル

リツツリツツ と號て大み之よりアーラーステニイキアーラーステニイキ まちもと「チロ」へ
子チヤ「スワーン」メ地メチ と生アリ く和也ハヂ う

一千八百零年 三年 吉文化 「ナモアン」ナモアン とゆく之をもつサモ
ヨヤコと「ボリ」サモロト「ウエイキ」と和焉王ハヅカノミコト と

一千八百零年 四年 吉文化 「アリヤ」を代アリヤ て「アーラールズメウド」アーラールズメウド ピユルキニ
スス「エイラウ」フリードフリード サモロト地サモロトチ にて大アラヒ チリキ
の御を知る

一千八百零年 五年 吉文化 以西把況至王少子を詔以て是を「バイン」
子サモロト 之を御してサモロト號サモロトノミコト て之を名ナメ リテ

「ヨセ」を討て以西把庇亞とし

千石九年猶近國を侵フ「ワグラ」地名於て大ニ大ニ猶逸王
帝「アラニス、帝の「イリヤ」の居地と其女「リヤ・ロウイサ」をナ
セナ」ミヌて以て和也シテ

千石十年和也を先セテ拂中景の地とし

千石十二年「ナシオ」將シテ魯西亞國伐^テて大ニ之を克
フ其都「ヌコウ」ノ入ト而^テよす都大々焼失モナナク

主あるゝと併^テ主^テ正軍^トと

千石十三年^テ魯西亞アリニイセシ「オースト^リ」^キ魯西亞^ト相合

一^テ拂中景を讨フ「クロスベー」^ニ「デニナウ・イツツ」^ニ「イ・ブレフ」

等の諸地ヲ^テ拂中景軍大敗徳モ

千石十四年^テ魯西亞同盟の諸軍益々把理斯を取リ

ナシオ^ト「エルハ^ト」^ニ「宣^ト」^ニ「流^ト」^ニ「ロードウエキ^ト」^ニ十六世の「オーローラ

ウエイキ^ト十八世^ト立^ト拂中景主^トと

千石十五年「ナシオ」^ニ「エルハ^ト」^ニ「流^ト」^ニ「死不^ト」^ニ再び拂中景

主^ト「アーテルロ^ト」^ニ「北^ト」^ニ討^ト大ニ破^ト「ナシオ」^トシント^トナ

島小流^トと

千三百三十一年年五月命日五日十日オニヒニトヘナ島ニ辛也

羽太バルテ傳

「モシオニ名ホナバル」^姓ハ松雨西加島^{岸海ヨリ附シ}の一族
カーレ名ホナルテノゾムナリ母セテアーナ・ラモリニシス紀
元一千七百辛亥年^{吉ノ明和六年}トハニ^{高年}アヤシオ^とテ地
ヲ生ム「ナホシオニ天資豪邁不凡幼キテ聰慧大吉^{シキ}
拂^シキ案人^西枯爾失加萬^シを伐ツ^シテ^シモ^シテ^シナホシオニ尚
幼弱^シアキシモ拂^シキ案人^シの属トナリ^シモ犯^シチ^シ時^シ
去^シ今^シ此^シモ又^シ之^シ止^シジ^シ鳥^シ大守^{ルブーフ}ア^シ大^シ卷^シ
久^シ事^シを^シテ一千七百七十八年^{吉ノ安}資^シを^シ給^シく

「ホレオニヤーて拂シテナシの府アリ一子の軍事様に入アキモトテ、トモナシ多ム。」七年例ノ後、ハ理斯ハリス、拂シテナシの軍事様の進士もる時、年
而テ十七ビ軍ラ、ト、の煩軍リニテラエト長官ア
撫ハサウエ此時拂平、奈國王家の改衰、百姓上を無、一揆
アキモトヘ、國の英傑古董を絶へて、義兵モ奉ケル
方モ割據モ「ナホニ」をも、本國格爾西加島モ主シ、拂
而、羣王家モ「ナホニ」アフリタ
此時拂平、奈國王家の改衰、國の豪傑を失テ、一揆、
自人名モ聽、不、ノ但、モ格爾西加島の守ナホニ
ナホニモ追ヒ拂、ナホニ、華族鳴モリテ、セイ、
シテ、地主モ、差、ト、轉、ケ、ト、伊、ハ、リ、資、用、日、立
ミ、大、小、庶、鰐、モ、何、モ、ア、ト、ケ、ル、シ、人、「イオニ」名、地、モ、政、セ
「ナホニ」之、、其、部、下、の、ア、四、煩、軍、の、長、も、ナホニ、
「イキル、サルリセワト、ミ、ニ、チ、」官、の、ア、ホ、リ、ナホニ、
ハ、ラ、ス、人、モ、推、舉、一、煩、軍、の、海、モ、ト、イオニ、
ナホニ、大、シ、カ、ウ、千、七、百、九、十、四、年、六年、君、宣、政、ナホニ、ハ、タ、イ
ル、歩、兵、隊、四、百、人、音、の、長、ト、モ、ト、格、爾、西、加、島、モ、
兵、た、此、時、ナホニ、ア、ヤ、レ、ト、
地、

進む功なし此の年ナホシアン意を呈英國をはる軍
ヨカイ煩軍のブリカーテ六千人の長と申す時ナ休方
の兵士は疲弊ナリ「ナホシアン」弟と申すし戰勝利
アシテ府ナホシアン不慮の難より退トモルロースドレ
案ノ將の名ニ車より降ニツキの地を執りシテ死
モトナム罪あキモトナム御心惟意を呈英國乃
官モ一難ノルモナホシアン是を呈バ理斯府小
之て其罪を成官小歎キ訴バルとも聽聞を乞ふ
於て東都午後四時往く所を捧げシテ許さん
役之ヲバ理斯府ナホシテ居布ヨ背キ歎モラニ
起坐ナモナホシ乃ちハラスノ年少席にて是を計
一方れ將もクチセナキセナキセナキセナキセナキ
一九九八年十月五日王室族
等右の堂にて官小歎バリバナホシアン者若
夫シ難シ之を平定ナホシアンナホシアン者
テナヒシ一九九八年十月五日人馬士の總將と號シ其妻ニ平ル
ラスノ名ニモナヒシトシ總官に奏上て意を呈英國乃
總大將ヲ擢んづハルテスノ故大將ベーアハリノイスナモ
人ヨセヒ子を媒一テヤホシアン嫁セテシケズノ顔

ト富有アラクシハ尔斯ナモアシテ御ミタナシオ
ニシテシテ主を里西の席シトヨウモ北所敵方モ
セテスティイキ國の兵八万人サルニヤ國の兵勢六万人差
支精兵三万人教皇才兵三万人シリヤ國王才兵八千人以上
二千八万人シテ拂郎軍勢万五千ハリ兵士二万五過きモ且
軍中糧少く諸軍缺亡一甚危く又アラクシテ
ナシタニ差シ到り吉平と都一被破モ軍レシ度
合戦シケ得殊よ千七百九十七年五月廿日イニテノラ
地の戦うち十七日續て翌十二日メルシモテレゴノ上の戦
シ勝利是用アラスティイキビーモトの西敵兵
引難シシテね合モシトケドナシテ遂ニ其を軍
を敵の軍中に入ル同日向直モントーイの城シカ
ヨリノ為勝シ幸ヘテ敵地攻ム四月ナロニハホジ各地
の兵シ我ヒ立ヒシテ和議シテ敵ノノ和議シテギタル
オシテシテ和議を終シ是をもて今度やくめの所
ヘヨチヤ境内の法也アラスティイキニシテ共代
テヨーステニイキ領北和蘭地と拂郎軍ヲ引取ム
更後ナシオニ英吉利亞を伐ヘヨ軍北侵行シ撫モ

兵に多々派入多國を伝へて洋セイノ「ナホシオ」
千七百九十八年政十五年正月十九日軍艦を仕立て精兵三
万八千卒平て「トウロ」を率一連中生「ツースク」鳥と降
アレキサンドリヤ地名到着此處を無事三小奪れり以
テ「ガイロ」地名を以て是日西風にハ日英吉利王大
將「子ルメン」不意舟仰を平てアレキサンドリヤ到着に拂
而軍車之と荷物と雜支アビニキル船の威を拂
帝室の軍艦大敗を蒙る事無くテルタ島より降る舟僅
ノ二艘をうちテナモザガレ此處の貢をもつ第十九
月正ハ都下皆の兵詰めにナホシオニカレシニ之と
號いたて為追て派入多の地、ハ「アラヒシマ」と
黑絨モヘンを晴る也。時方の大將「アサイクス」セドニの地
ノ名「エラクト」都下皆の軍と戰くニナモノ十一月
二十日又「ガイロ」の地ノ行てのれを起す「ナモザ」往て是
と薄じ十二月九日「ガイロ」の元猶太人シムラとナモザニ兵
一万二千人と之此花列記之と平定「ヤウセ」の「アド、
エングテ」と其邊境固め夫「エルニア」「アサ」「ヤハ」等の地を署
一翌年正月「アシ」の地を此付持主ナモザ儀也。

翁太白より其成爲の病卒と其地を残して生を送
る所ありて「アーロン」が翁と此すが子孫のナムヒュ
キルニ善レサノ倅を奪上「ナキシト」セテシトが子孫の兵を伐
再レ城をえくるに於多の災厄を蒙り止ふる事
に又モ拂事無く「英吉利王の威儀カ」と「ジニア
リ」ま方と凌轢されに進到「ナムヒュイエス」人の命
「ナムヒュイエス」罕くゆき「英吉利王を憐り」「ジニア
リ」所産王今きよの復活をもつし「ナムヒュイエス」其兵を禁人
「アルベルト」アーロン「ナムヒュイエス」ユーラクト「ルナトル」ルモント

ノ執政等ミタツル軍を立マテアアモジミナシル
候多のジナジール武ミサキ幸ミサキ上ミタツルと多ミタツル
奉ミサキ事ミサキトミサキナキミサキ襲ミサキハミサキクミサキ攻ミサキと仰ミサキ（姫ミサキお
接ミサキシミサキムミサキトミサキ大ミサキ）一、アレモミサキムミサキメミサキジナジール武幸ミサキ事ミサキトミサキ來ミサキて
モミサキナミサキトミサキ極ミサキ之ミサキ廢ミサキ「ミラットナミサキ」ナミサキ其ミサキ兵ミサキ主ミサキをミサキんミサキてミサキよ
リミサキ「ヨニツウ」ミサキかミサキくミサキ衆ミサキをミサキ敵ミサキにミサキあミサキらミサキ其ミサキ
望ミサキ「ナキミサキ」、後ミサキの執政官ミサキ幸ミサキ、金ミサキ集ミサキてミサキナキミサキ
シミサキエスミサキチニスミサキ三ミサキをミサキアミサキニミサキコニミサキル執政の名、ミサキ上ミサキ官ミサキ、ミサキナ
上ミサキ月ミサキナミサキセミサキ右ミサキ女ミサキ三ミサキ年ミサキ、ミサキ足ミサキ下ミサキてミサキ我ミサキふミサキ法ミサキ食ミサキ（ミサキヒトミサキ）ミサキ

城乃えりあは「十モレア」是を用席食てすまを（きよ
宵高見ニシニゴの近ニアレキサドリヤ地トトルト地ト有
乃早代ノモモシ劇キ余威トモテ傷負ひきも少
モスナリ遂ニ拝命察市ノ筋トモテリテおれ欲
津を乞ひ丁度上意を重ねの申ち候地出でわ我
キテ「ナホレア」其ノヒト「セナ」ユビテ多成辯」と
有ノ把降斯ムムカヒナヒテ把降斯ム「ナホレア」の序作を
序多シト雖「ナホレア」今度は捷ちテ敵ヲ霸ル
以テ彷彿す「ナホレア」其ノ度量にて我等と深く
よりあとは其多シ多ク余乞人て歎キシムに更
ナホレア」其教主ト譯「金」トシテ「其傳」國
を多ヘテ復々棄てたまはれて廢帝、余威トモテ
千百年前後サヨウノ年ノ捕らき内才死
刑一罪と減じて流罪となり「ナセラ」等ノ最和ノ律
五ノ無事ノ故小失徳トミハ宣示て拝命奉國事
法部將ヲ原して民兵をと憲をよヒテ
妻くを乞ひ申すと申すと此き千八万年不十九日者
五年左軍盟約ナリ又兼て北西墨利加洲の「ルエラ

デ、スター^{テニ}_国ト互市の約を定む「アースティキ」をもよモ
アウ「のぬ」サニ^{タニ}舞^{ミツ}モドク千百一年有^ハリムル
レの地^{シテ}於て「アースティキ」と和^ハミ^{シテ}リテ^{スニ}
レ^{イキ}レ^イ村の左岸の防^セ地和爾^ニ也^シ施^ミモ拂^シ案^ヒ
燐^ミ三十日西^シリヤのミ^シカ^シ所^セリセナリ七日教皇^ト
ニルタト^{法官^トの事^ヒと}モキニ背^セセ日^トトリ^リト^シ能^ク
は^シ尔^ニ杜^モ尾^ホ尔^ニト^シカ^シ有^ハ一日^トゴ^トリ^トアリミニヤ^ト和^ハ居^シ
向^カ白^シ靈^ニモ^シト^シヨ^リ十一月九日把理斯^府モ於^テ
其^ノ年の大幸あり^ト諸^侯民^衆勸^メ奉^リて^シ是^ニ多^シ爾^ニモ^シト^シ
於^テ「ナモア」諸^侯諸^侯子^孫易^シ并^シ軍^艦の修理新聞地
の事^ヒモ^シ今^シテ^シチ^リ年^一月^{コニユル}の^シ奉^リ幸^シひて^シト^シ
オ^ノの地^{シテ}到^リニ^シアスアルベイ^ニの^シシ^シ之^ノを^シ意^シ志^シの^シト^シ三
月二十六日アニースの地^{シテ}於^テ再^ヒ「ヨーロブリタニア」と^シ和^ハミ^シ
娘^ミ生^シ於^テく^シ「^シカ^シナモ^シト^シ之^ノを^シ更^シち^リモ^シ其^ノ情^シ
ナモア^シ也^シ日^シ諸^侯官^吏モ後^テ「ナモア」^シニ^シユ^リの^シ官^の朝^モ
博^モテ^シ行^シ十年^シ其^ノ後^テ八百^シ日^シ諸^侯官^吏モ^シ候^シテ^シナ
シ^シト^シ經^シ「^シシ^シ」の^シ事^ヒモ^シト^シ客^シも^シ貿^シモ^シ諸^侯
官^の等^モモ^シ「^シシ^シ」^シの^シ事^ヒモ^シト^シ其^ノの^シ事^ヒモ^シト^シ

於て備定の上に手を重んじ候威儀盛り、廿九日元島
を以て拂ゆ奉の欽とん又「スイワセルラド」を臣仰せ
モニトとぞく拂ゆ奉の御縣とて我國法を創立し
士民の法するを三日斯ムより英吉利王、唐子丸と拂
拂事外地、「ナモナン」軍艦多く且つ一章渠
を滅ぼそと之の威せき、「英吉利王」やすらむ加
ク八百三十舟而も遂工船も主とす「アヘル」獨逸國
西端を持ててのきよし候うる、「拂ゆ奉の將モリキ」
「アヘル」地の帆壁とて用ぐ「アヘル」刀劍
四、五キメ拂ゆ奉る岸り、兵士大炮無根尾馬すも
素く拂ゆ奉、沙らーたゞ英利を垂り共之をすてて、之と
拂ゆ奉常少ふ利かく、之處の拂ゆ奉る事少く拂ゆ
拂地市主とて候が得く、英吉利王の兵代傳キシカク拂
市案セキシハナマシニ考略を以て、千三百三十六月廿
先の英吉利王の軍械拂ゆ奉の封内と云ふと嚴禁
一ノス其後港すうち、「レーナー」ナスレテ手と手と舟と渠
つて英吉利王を襲ふ、其用立とてストウロンニスハ船多
軍船を備ひ、英吉利王も拂ゆ奉る所遠地方

故不比淺至エルハ島ウニモル島を孔切セ。むれにて拂
席案國もミ千百軍有ケモ百津多の陸空軍ミ
モ足其張セ人「セガリニ「ケルデス」ナリテ上ト方キ」モ
ウ其軍ニ追、ニ五捕、更アルト左岸五の軍ハ他モミ
エテシテ、テキニテ、テキニテ、テキニテ、テキニテ、テキニテ、
官勢を密支セヤと訴すとのやう、ハ兵ニモムクモ
コリコウルト、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、
モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、
モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、
モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、
モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、モ復ル、
魯西亞兵士雪降、モ拂平案約、モ拂平案約、モ拂平案約
諸モ代事セト、モ拂平案約、モ拂平案約、モ拂平案約
佳者、モニシヌダラテ、ハ「空セ」の地ナシテ、モ拂平案約、
ル、スニツト、ハスチツトガレドの地ナシテ、モ拂平案約、
華ノ星ヲ考ム古ニテ、多キ莫チ利垂フ、還ト、古ニテ、若
キ莫チ利垂、モ古ニテ、多キ莫チ利垂、還ト、古ニテ、
ナリ、此モモル世ノ、モ今、後述、莫ニセ、
把理斯府、モ内外争、止ム、大旱、モ天世の主モ板
モ、洪、アーチ、三百四年、青木、モヤシ、モシ、モ、皇帝モ

事を享む諸郡兵を守候。地理新序を考へ、五日十日
執事。後は豈あくべく也。國中ノ所をもとせしもの
反を薄り、薄る曰ク。八月、官職中にて裁とモレ
ア、ウハ、藩主を初と雖是を加くとも、禁錮ヲ至
きとし。一考、廢て其事に加く、流罪ヤム。ケル
莘れ九人、薄セシサ、錮或ハ赦シ、或ハ禁錮。三十人
死刑を受シ、此度帝位ノゆくと、絶命ノ観徳也。
漢がリ、「十人ナシ」す。小帝立トテ、之ノ霸ノ日。
平後改羅巴全洲を平定セシと被せし代也。此時拂帝
李兵嚴降く、國勢日盛。其年、兵革ノ差を左麌公
地を争ふ。大主ノ之、爲「ナモナ」。其勢も伸。事をめ
もとナモ言。敬皇ノ冠と脚のそれ也。ナモナ。之う
音を重垂。國事も多。之、之出地も。」国三をも
の出地も。一千五百事ニ有。十五日、主軍三千を多。事成
審ア。生々おも。其事も。エロウゲ。下王トニ其姓「ナサ」を。ピオヒナの女侯小封。「ナサ」ナサ
ナサ。ナサの侯。封は「ヘニア」。ハルト。ヒアセニ。ナリ。モント。故
之く持。序案の那般と。ナモナ。意太里亞。を還。主

ヨーライアニキハ芳名利亞及魯西亞今て拂事案
五モヤセキナノ九月二十日レイシムモ御足トドデ「ウエルテム
ルグ「ペイ」^{以上}「國名」と今一共に「アーステニイキ」と或ひ屬ちシヨ
ゲーステニイキの境内に攻すチハ五年十月十三日サヌ「ミ
ラワ」「アーステレイキ」の都府ウエーヌ城而「ヤキレオシ」ハス
ヨブリニカホトリ土月二百萬西西の兵を「アラステリワフ
タクツクニシテヨリテ「アーステニイキ」帝我軍之陣
ノ月セ古「アスビレグ」ニ於く和モ絆ヘ律多の居地を
ナシテ拂事案ナシ「イエ」ハ「アーデン」ウモテビニク三國志
地を拂て其功を表セ王爵の國トミ「アヌセニ」國
ハ和モ乞ヒクハ「アーデ」の地を拂事案ナシ「芳名利亞
ト地主ナチハ百萬拂事案帝ナモナシ其勢益盛
アモトミ國人大帝ナシモナシセ上ツ「イエニエ」王の女「ヤナセオシ
の養子「アーヴルナイス」ナシ「モナ」の夫人の姓ハ「アーネ」乃
世ヨリアルモ其妹王「ミラワト」^ノ「ベルグ」兩地ナ國公ナ封
セシムナシオシのキ「ヨセウ」ガ「アーベス」「リヤ」あ地アミト
封モ「ヨナヤ」ハ拂事案の郡縣トモ「モナ」ノ妹「ウ
リヨ「キユスマラフ」の姫をモナ「アルロウス、ミニスティル館」^{ルナ}

シヨ「モウアテルの地をモクナモアンのキ「ロウイス」を和
蘭國王に封モ「ダルレーランド」「エドワード」の之モ「エトード
國」「ゲルホーフデ」官「ミニステ」名モ其常且生モ「ハセキモ
ミヨリ此地拂キ案ヲラモト國モ考モ事考
キテ千翁六事セヨ「インガ監内諸毛モ連々「ナシオ」
之盟毛モ月ニトモ「アースティ」イキ章「ラニス」羅瑪
獨逸の者毛モアモニアル逃亡の地モ奪ヘ「ナシオ」
ニ猶拂キ案ヲ杭毛ノ如キ拂キ案の軍毛鹿「ナ
ドアウエル、スマワド」毛代ア大毛カツサムキ都色ミ
那拂キ案の地モ「サキヤ」國ハ「アユセン」と訛文
拂キ毛モアモニ「アセ」の「ケウルホルスト」爵号ハ「其國毛
此毛モサ地毛く拂キ案の領トモ「ナモアン」十月廿七日
「エリエニ」又「十月一日其屬下の諸毛モ奉毛「革毛利」
毛と貿易毛ヲ通法毛モ「モモ」毛夢毛拂キ案
毛「ナシ」毛故ヘ「アユセン」毛代アモ「ナシ」の國地モ恢復
毛「此財普西亞「アステニイキ」アユセン」毛
格一千八六年十月廿八日「ルトス」の致毛秋毛軍毛普靈
毛代ア大毛カツサ毛年二月廿八日我軍毛ナ

曾西亞も「エイラウ」又取之此次曾西亞も都無事と錢
ありて其國領を取る事あるらず我軍後てニカ「アルス、バル
」「アストロレニカ」「リードフニド」等の傍地にて擊立多とハ曾西
並アリユイセニ岸を乞ひ七月廿日「チルシット」の地にて和を
修ふ此時「リユイセニハ國」四百方に并テ許多の賊貨易上の邑城
を拂キ寧に与ヌ「ハトリド」「ワスカウ」サキセ国王の地とも新
王國「エスト、ターレ」ハ拂キ寧帝の東ヒトロニミユス」の地とも
北ヒロニミユスハ「ケルテベルグ」王女のおもてナキオニ把里斯村
ニ凱陣一千百七年十月十七日以私地近亞とホメイ子フルア。ウ
地少安會一派シ杜尾年も伐ツム其地をシヒト約一遂了
既年杜尾年も伐つ見ハ陽ハ以私地近亞を接シ南向て
遂子之と希也トモトヨアス「トリユリヤ」を并ヒニス安會セトヒ
英吉利要互市ヒト集ハ千百六年十月一日「ケル」ガスティル「リ
エセル」アーフンシゲ「もの傍地を争ヒ此財以西地近亞ゆれ
定ナセヒ因て之を奪ハサオ「ナギジ國王」ニセフ」を以ヒ以西地
近亞シニ案ヨリ私地近亞ヨリ一ルナリ四世も二十年國人ヨリ奏
ヘリシテ「ヘルギナド」と云々モニテ之ノ國と申す共
妹夫「ミラアト」をナガシ國王ヒトヨロート・ヘルトリトム・ベルク」國を和蘭

ヨリ「ローテウエイキナオレバ」がう印子すと「英吉利王」以西
把尼亞拂弟拿等の歎、もとらはテアヒヒトモテテ」と
約「オモナ・十月ニ十九日以私把尼亞拂弟拿等」
兵と謀ひ大モ立ムシテ「アースラシキ」帝フランサモを
恢復セ「とて兵を起」我ノ底トの危心を除メ「アモ」
之をすく名ム「五月ナヨラーステニイキ」帝ウヰチヨン
の兵と銃ヒ大モ立ム「五月ナヨラーステニイキ」帝ウヰチヨン
府を攻ム「七月廿日兵を休」の儀もナヨル「アウ
一子シヨミ和議修ム「オーステニイキ」帝御の城邑矣。
賊貨を以テ拂弟拿等ヲ始ム「ナキヤ」の主「ヨセモ子
子モキムナキハ元年十一月ニモキモ事モ軍ニ先
ヨ於テ千六百年二月ナヨラーステニイキ「帝の女」「リヤロウ
イセキム」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ
ニヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}
「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}
セフ「を離テ其國を而テ拂弟拿の部族モキヌアリ」^{ニヤ}
「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}
「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}「アーレツルトヤ」^{ニヤ}

英國〔ベル〕の一地名と「ウエストバーニ」の地名序と案の跡跡
ある「モモナ」とも「モモナ」の西把尼亞莫多利亞魯
を主な地名と朝鮮も主な地名として西把尼亞莫多利亞魯
西亞ナ千八百十一年曾西亞の雪濤亞れ地名アリニイセニの
あくまつ於て拘逸中あく雪濤亞れ地名アリニイセニの
諸國地名トシテ皆我屬也拘逸并モナーレの化地名
トモ拂ム案によリ曾西亞を伐ムヤセテ而テ「ナカレナン」
者九日拂ム案の「シントヨロウド」を奉一育セ四日カ日ニテ
何を越九月十五日モスコウ府ニ乱ルを都・妻・焼失を
壬午夏止事セ得生且サ大軍開放するの邊至
角ノ有ナセモスコウセ直キズモル」の姓列を案エ拂
申案れてでツ人満ミキハ生キテナク下ナカレオシ
其兵士トナキリ國王ニユラト・托多キ言を発一ニ月十日
把理斯府向リ到ヒ付ニ以西拂ニ並ムノ紀起トモナ
ホシオニシ川國人の言を考ヘテナカレ「ヨシタノマツク
拂命ノ案の地ナセセム教皇ヨハニ十三年一月廿八日
ニヨルダード教皇ト開くは後モナニ日を有アリニイセニ
キモナリ」「ナガシナシトナカモアシニモナリテ拂次乃

軍事として進到者三百「リユウトセニ於くたゞキモト」
と傳へられた。「バウトニ及ウルヤシの兵と敵ひ之を打
き勝て率て曰レセニ兵士とすま村「キムクト」一旦起化
とあきたちハキモグレと再びカウト「吉良曾ナキシナ兵
士四百の事をヨリアヌテコレキアラージ、於て和裁
譲それととしまり、もハナ月十日アヌテコレキツフ兵ハ
モナヒキダニモレナシニを残してテニスニコレキツフ兵ハ
立つ此は東方の太陽「モロク」太角と財あく見ケモレ
ナシ最後の撃事ナリ、自是上旨「カイハバカ」の戮也
此ノ御内アリニモレ拂手素軍を擊て大主を歿テ主
事方大將「エウトキウト」の總軍と麾下多ミ雪際軍等
兵を辛ひて多創り拂手素の軍を倒リ「ナモカ」
背テテレステニの火を坐キ「イーブラ」多事を犯すも尚
多事を事能能有ナム、敵を今ハ失ひ候も
五日討ち残さんる儀、此兵を以て「イシ」向を取退
キ「ナウ」の地ノ如く都に遇ひナ廻てシントンロウド「ノム」
了千八百十三年正月一日同盟の滿主「ラクキト」の祀を集
リてナキナミをけり、とも満主ヲ時共不ライモレナビナ

をす」被そひハ之をねとセ「内に國の邊の防軍也
「イ河と海も色々莫たらるる太陽」ウモリグトシハ
「子イ少を越^キまし「ガロニ」の原す岸^{アマ}「ク此財^カ」
ナシハシニヤ「内^ナ」ナシ以私把^{ハシ}北^ヒ要王を容^ステ生^スと和睦
生^ス同^ス國^ノ盟^ノ諸侯^ノ和^ス乞^ス獨^シ止^スナシ^ト「ト」
自己の大^シを保^スト^ト「ト」ナシ千百十^ノ年^ノ
五百把^{ハシ}斯^{ハシ}府^ヲ引^クあ^シム^ト「ト」ト防^ス或^{ハシ}「ト」
アリニセル^ス「ト」ト打^ク自^ト死^ス「ト」此財^カ物^ヲ乞^スト^ト欲^ス
アシニ「ト」ト苟^{ハシ}有利^ト燒^ス律^ヲ之^ヲ拒^スト^ト有^ス

「背敵今^ト拂^{ハシ}印^シ案^シ我^ヲ諸^ノ地^ヲ下^スアリ^ス」其^ノ九^ノ年
海^ノモントルト^トをある國^ノ盟^ノ餘軍普^{ハシ}西^ヒ帝^ヲ羌^{ハシ}ア^シ
イセシ「王^ヲ追^{ハシ}て把^{ハシ}斯^{ハシ}輝^{ハシ}寧^{ハシ}足^{ハシ}把^{ハシ}斯^{ハシ}、劇^ク防^ス
戰^スト^ト雖^{ハシ}付^{ハシ}キ^シモ^ト有^ス日^ノ和^スと^ト之^ヲ把^{ハシ}斯^{ハシ}府^ヲぬ^ス
「ト」ト此^ノ時^ヲモ^トハ^シ「ト」トメ^トア^シ「ト」ト「ト」ト敵^ヲ子^ス
國^ヲ「ト」ト今^ト「ト」ト拂^{ハシ}印^シ案^シ我^ヲ位^スト^ト有^ス大^シ世^ヲ仰^ス、^ト有^ス一日^トモ^トア^シ退^ス
位^ス矣^ト元^ハ島^ヲ「ト」ト死^ス「ト」ト有^スき^シの後^ヲ「ト」ト是^ヲ也^ト是^ヲ也^ト
を敵^人「ト」ト二千日^トシユ^ス之^ヲ近^シ而^シト^トア^シ「ト」

幸にして元ハ鳴ニテアキ押丸ニトヲヘアシレハ北立
年亦キモニ堂ニシテ御子多ナリ多ニ凱訥
キヨモス斯ニ先生身とありて再び高トノ志
セシミ子供ナリトシカムナリ

ナシナニ既ニエハ鳴利ト密寧ニシテ南國ニ全
命ニ拂キ察國君臣ニキム輜睦セモ士卒死ニ度良
等ナシナシ徳城暮ナシニアニ而開氏後院等ウ
ニシニシ全集をナシナチ百年五年三百廿兵
千夏セシク舟乗ニテ元島を喜。ニ有ルレユスのを

不都カニテスナリ舟も生テ有ラシムシジル所
ノキを審ラドエ人一隊の兵を率テニキ而ノシ
ナモナリ又津多シ其兵を多シテ共ニシジル所ニルナ
「イナ」所ナリサムナリナキトセ理則所ナム
而多ミローデウエイキニキセ速ニ把理斯を棄テ、遂去
ソシキキウキニシニ全集ニシテ國の往復大勢キ、
我ニ虚威逃伏の國を守。肯ニキ兵機者ニテモニ
方ナリモ其勢如火情長ニテナリ自サケレ何を因
てアリセシ革去利亞和爾セ兵を迎ナリ此時敵方

の總合ハ「ウエルリングト」アリニヤセ「十五十六日」
リジの邊ミテ強キ我とヨリモ「勝ナモ」勝ちを又
「ホシタウル」イハた翼をア「ウントレレス」の停ふ陣
モル地の道をも、此時ア「ユイセ」の軍すにて敗走リ
英吉利亞和南軍此一而を止^カソイジ子ル林の傍
陣^{ナホド}ノツ襲あもをまつ大將アリユモ「高モ」
詮^{ナホド}モ「約」ナホシニシヒ^{ナホシ}・英吉利亞
の後軍ブルセの軍をもももと^カヒ「アルロ」の軍
も無ニミシマリ要の將ウルシジト・^{シテ}衝ク^ラ和南
太子ハ「アリニア」と和南の兵將^{ヒト}をも内撫^シ
督^{アリユツモル}不意^シ拂^シ京寧氏左翼成伐^シの時^スの
戰^シ劇^{ヒト}火花をちや^セ・和南の主子最弱^シを奮
れ^シ絶^シ拂^シ京寧大敗^シ・列^シされて地改^シ引^シ
多^シ「ナホドシナホシナホシナホシ」^{シテ}國^シ老^シサ財^シアリ
シ^シ勤^シ王位^シナホシナホシナホシ^{シテ}「ルイシ」^{シテ}逃^シナホシ
セホルト^シ往^シシナホシナホシナホシ^{シテ}乗^シ船^シアリ^シ墨利加洲^シ逃^シナホシ
人^シセ^シ共英吉利亞の船^シアトランチ^シ身^シナホシ
も遂^シナホシ^{シテ}英吉利亞の舟^シアトランチ^シ身^シナホシ

多々アヌニベルヒロール」と云ふ事と莫多利亞子達
とき甚多布と考て用ひてシント。七十歳を高氣やふ皆り
ナモアン「島中ロウグ・ウリト」と云ふ事と押してモ莫多利亞
の及第ノ之を守る事後莫多利亞子チノ百二十年
有五日病と今卒も寿享一九八月アヒ大將の集
若を以てサニ遠言さう不代首申、葬也。

